



災害救助法適用地域における対応等について

災害により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

災害救助法適用地域で被災されたご契約者からお申し出をいただいた場合、以下のとおり特別なお取扱いや非課税特例が適用されます。また、災害救助法適用地域以外のお客様におかれましても、物流等の関係により通常とは異なる対応となりますため、併せてご連絡いたします。

■ 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

＜財形貯蓄積立保険・財形住宅貯蓄積立保険・財形年金積立保険＞

【1】解約返戻金・保険金・給付金等お支払時の必要書類の一部省略について

災害救助法が適用された地域で被災された契約者様には、お申し出があればお手続きの際、本人確認書類基準の一部緩和等により、迅速なお支払いをさせていただきます。

【2】保険料の払込みについて

被災により保険料のお払込みが困難な場合には、勤務先の事務担当者様より、以下の問合せ先へご連絡ください。

※ 保険料払込再開予定月等を確認させていただき、契約者様のご契約については一時的に保険料払込中断扱とさせていただきます。保険期間が満了となるご契約等を除き、後日、改めて当社にご連絡いただくことで再開することができます。

＜財形住宅貯蓄積立保険・財形年金積立保険＞

【1】災害等の事由による目的外解約時の非課税特例

非課税財形貯蓄（財形住宅・財形年金）を本来の目的（住宅購入等、年金受取）以外で払出すために解約される場合（目的外解約）、本来は利子等に課税されますが、目的外解約が災害等の事由による場合には、一定の要件のもと、税務署の確認を受けた場合に、非課税特例が適用されます。

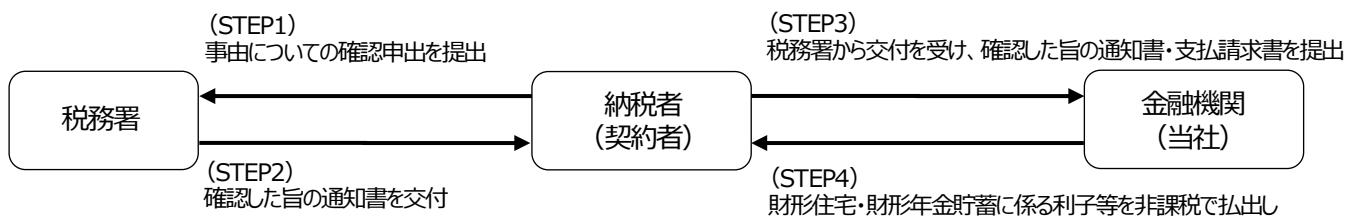
（1）非課税特例の対象となる「災害等の事由」

対象となる商品	非課税特例払出の対象となる事由
ニッセイ財形住宅 ニッセイ積立型財形年金	① 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
	② 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
	③ 本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
	④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
	⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

(2) 非課税特例を受ける場合のお手続方法

- ・ 住所地の所轄税務署長に確認申出をし、税務署長の確認を受けてください。【下図 STEP1,2】
(上記の事由が生じた日から1ヶ月以内に所定の申出書の提出が必要)

- ・ 税務署長の確認を受けた通知書と「財形支払請求書」を当社へご提出ください。【下図 STEP3】
(上記の事由が生じた日から1年以内に払出しが必要)



※ 当特例の取扱いに関する詳細は、電話等で最寄りの税務署へ直接お問合せいただくか、国税庁ホームページをご確認ください。

■ その他、通常とは異なる対応について

【1】フリーダイヤルでのご照会について

通常より電話がつながりにくい状況が想定されるため、団体事務担当者様におかれましては、まずはニッセイホームページの「よくあるご質問 財形」をご確認いただき、解決しない場合はフリーダイヤルにお問合せください。

(検索方法)

※ QRコードは（株）デンソーウエーブの登録商標です。

	よくあるご質問	財形ホームページトップ
QRコード		
パソコン/スマートフォンで 検索	日本生命 FAQ	日本生命 財産形成

【2】各種お手続きについて

災害発生に伴い、解約や払出等のお支払のご請求の増加が想定されます。当社では被災地域以外によるバックアップ体制となり通常よりも少人数での対応も想定されるため、解約や払出等のお支払いを優先的にお手続きさせていただきます。そのため、その他の新規お申込み・諸変更手続などは大幅に遅れる可能性がありますこと、ご容赦のほどお願いいたします。

【3】財形書類の当社宛直接郵送について

各団体様を担当させていただいている当社営業職員は、財形商品の募集やお客様からのお問合せへのご回答・お手続きのご案内をさせていただいておりますが、財形書類のお預りはできません。

お手数ですが、各団体様もしくはご加入者から郵送にて書類をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、ご加入者にはご連絡いただければ返信用封筒をご提供いたします。

【4】（団体事務担当者様へ）給与引去りについて

幹事制度を設定されている団体様や、団体様のご要望により当社が特別対応をしている団体様を中心に、物流や高度な処理の関係で団体事務担当者宛の「払込案内書」の到着が遅滞する可能性がございます。その場合は、団体様にて把握されている内容で給与引去りをご実施くださいますようお願いいたします。

当案内および当社財形保険契約に関するご照会は、以下の問合せ先へご連絡ください。

■お問合せ先

日本生命保険相互会社 財形管理課

0120-981-818 (通話料無料)

日本生命保険相互会社 東京職域サービスセンター

0120-981-535 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)